

# 監査委員と監査委員事務局

## 1 監査委員

監査委員は、地方公共団体の事務が適正に行われているかどうかをチェックするため、地方公共団体の長から独立した執行機関として、公正不偏の立場から監査を実施しています。

監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理や事業の経営管理その他行政運営に関して優れた識見を有する者と議員のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任します。

監査委員の任期は、識見を有する者から選任される委員は4年であり、議員から選任される委員は議員の任期によります。

苦小牧市においては、監査委員の定数を2人とし、識見を有する者から選任された委員が1人、議員から選任された委員が1人で構成されています。

区分	氏名	就任年月日
識見を有する者から選任された委員  (代表監査委員・常勤)	齊藤 和典	令和5年4月1日
議員から選任された委員(非常勤)	神山 哲太郎	令和7年5月15日

(注) 代表監査委員は、監査委員の庶務等の事務を処理します。

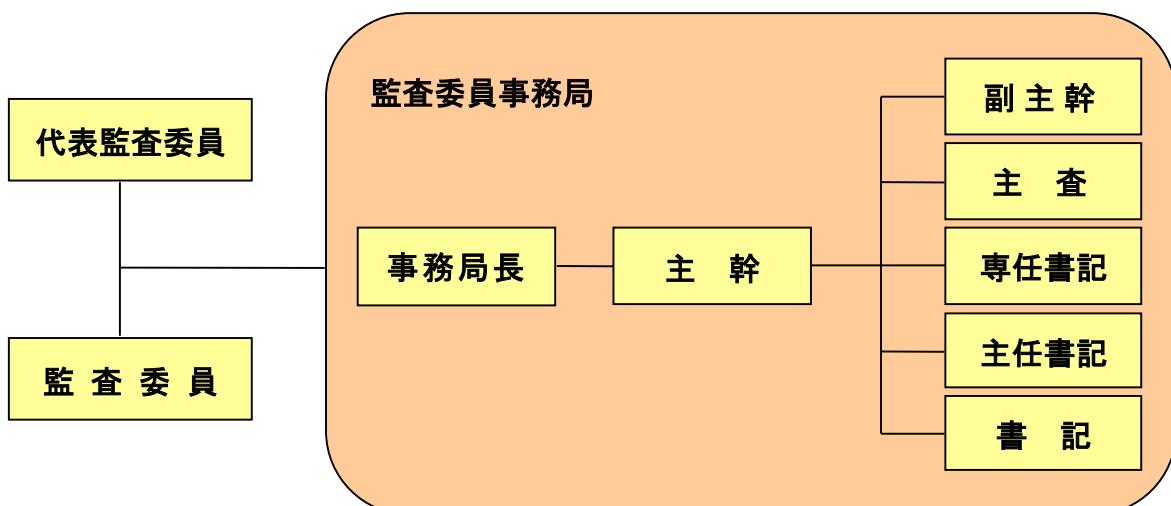
監査委員は、苫小牧市の事務の執行、経営に係る事業の管理のほか、苫小牧市が補助金のような財政的援助を行っている団体等の財務に関する事務の執行についても、法令等に従って適正に行われているか、効果的、合理的、能率的に行われているかといった観点から監査を実施します。

監査には、毎年度必ず実施するもののほか、監査委員が必要と認めたときや議会、市長、住民の皆さんから請求や要求があったときに実施するものがあります。

## 2 監査委員事務局

監査委員事務局は、監査委員の事務を補助するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて設置されています。

事務局には事務局長、書記その他の職員を置くこととされており、その定数は苫小牧市職員定数条例（昭和31年条例第4号）により6人と定められています。



(注) 一部の職については、配置されないことがあります。